

改正

平成31年3月25日規則第14号

令和2年3月25日規則第16号

蕪崎市小規模企業者小口資金融資促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕪崎市小規模企業者小口資金融資促進条例(平成12年3月蕪崎市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 条例第8条に規定する資格要件は、次によるものとする。

- (1) 個人にあつては、信用保証委託の申込みの日以前1年以上市内に居住し、県内に店舗、工場又は事業所を有しているもの
- (2) 法人にあつては、信用保証委託の申込みの日以前1年以上市内に店舗、工場又は事業所を有しているもの
- (3) 信用保証委託の申込みの日以前1年以上同一の業種に属する事業を行っているもの
- (4) 事業税又は市民税の所得割のいずれかについて、信用保証委託の申込みの日以前1年間に
おいて、納期が到来した税額について完納しているもの

(申込書)

第3条 条例第9条第1項の規則で定める申込書は、蕪崎市小規模企業者小口資金融資申込書(別記様式)及び信用保証委託申込書とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
(蕪崎市小口資金融資促進条例施行規則の廃止)
- 2 蕪崎市小口資金融資促進条例施行規則(昭和36年7月蕪崎市規則第6号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日規則第14号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（宛先） 葦崎市長

（申請者）
住 所
会社名等
代表者名

㊟

葦崎市小規模企業者小口資金融資申込書

年度葦崎市小規模企業者小口資金融資を受けたいので、次のとおり申し込みます。

申 込 金 額	設 備 資 金			千円	
	運 転 資 金			千円	
	緊 急 資 金			千円	
借入金融機関			借入金額	千円	
資金用途 (具体的に)					
借入予定日	年 月 日			千円	
資 金 計 画	自 己 資 金	千円	返 済 方 法		
	小 口 資 金	千円	返済回数 回について		
	金 融 機 関	千円	月 日を初回として		
	計	千円	毎月 千円を返済		
業 種			事業 経歴		
資 本 金	千円				
従 業 員 数	人				
今後の経営の見通しについて記述					

【同意書】

葦崎市小規模企業者小口資金融資の資格要件を確認するため、私の市民税の所得割に係る納付情報を照会することに同意します。

申請者

㊟